

別表（第2条関係）

補助事業名	西播磨ツーリズム拠点整備（サイクリング機材等購入補助）事業
補助事業の目的	西播磨地域のサイクリングモデルルート等の沿道でサイクリストが立ち寄る店舗等が、サイクリストが自由に使用出来るサイクルラックはじめ工具や空気入れ等を設置することで、西播磨地域のサイクリング環境の向上に必要な支援を行う。
補助事業の対象となる者	西播磨地域のサイクリングモデルルートその他、ショートカットルート、地域ルートにおいて、地域を訪れるサイクリストに対し、店舗等の店先でサイクルラックはじめ工具や空気入れ等の機材を無料で貸し出すために購入する者。
補助事業の対象となる経費	<p>サイクルラック、空気入れ、レンチ等工具の購入に要する経費</p> <p>以下の場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し出し対象を限定する場合 ・兵庫県の他の助成を受けている事業
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内で、申請する1団体あたり30千円（消費税抜き、千円未満の端数は切り捨てる）を補助限度額とする。
適用除外する条項	—
その他の事項	サイクリングモデルルート「ぐるっと西はりま」のステッカー等の貼付など、ぐるっと西はりまをPRするプレート等を設置。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 事業計画書 (別紙1)
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) —
	(軽微な事業内容の変更) —
	(添付書類) 事業変更計画書 (事業計画書 (別紙1) に準じる)
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項) 必要が生じた場合、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 事業実績報告書 (別紙2)
	(指定期日) 事業完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) —